

豊田工業大学大学院学則

(規程 第 33 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 豊田工業大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、本学建学の精神に基づき、社会との緊密な交流連繋のもとに、工学における理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、学術文化及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(研究科)

第 2 条 本学大学院に工学研究科を置く。

(課程)

第 3 条 工学研究科の課程は修士課程及び博士後期課程とする。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(人材育成目的)

第 3 条の 2 修士課程は、基礎及び専門性を重視した分野横断型の教育と体験的教育を行うことにより、科学技術の多様な進展に対応できる研究開発能力を備え、国際的に通用する技術者・研究者を育成する。

- 2 博士後期課程は、高度な専門性を重視した教育と体験的教育を行うことにより、先端的専門分野に留まらず、新しい境界領域を切り拓くリーダーとして、国際的に十分に活躍できる技術者・研究者を育成する。

(専攻並びに入学定員及び収容定員)

第 4 条 工学研究科に置く専攻並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	専攻名	入学定員	収容定員
修士課程	先端工学専攻	50 人	100 人
博士後期課程	情報援用工学専攻	6 人	18 人
	極限材料専攻	6 人	18 人

(修業年限)

第 5 条 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

- 2 博士後期課程の標準修業年限は、3 年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という。）がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(在学年限)

第6条 修士課程の学生は、4年を超えて在学することができない。

2 博士後期課程の学生は、6年を超えて在学することができない。

第2章 運営組織

(教員組織)

第7条 工学研究科に、工学研究科長を置く。

2 本学大学院における研究指導及び授業を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教をもってこれにあてる。

(大学院教授会)

第8条 本学大学院に大学院教授会を置く。

2 大学院教授会は、学長、副学長及び大学院担当の教授をもって組織する。

ただし、必要な場合には、大学院担当の准教授、講師、助教及びその他の教員等の全部又は一部を加えることができる。

3 大学院教授会は、法令又は本学則に別段の定めのある場合を除き、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 修士学生及び博士の学位の授与に関する事項

(3) 前(1)(2)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が大学院教授会の意見を聴くことが必要であると認める次の事項

① 学生の退学、転学、留学、休学等に関する事項

② 試験に関する事項

③ 学生の指導に関する事項

④ 学生の賞罰に関する事項

⑤ 研究、教授に関する事項

⑥ 学位論文の審査に関する事項

⑦ 教育職員の進退に関する事項

⑧ 本学則の改廃及び本学則に基づく諸規則の制定、改廃

⑨ その他重要な事項

(4) 学長の求めに応じて、教授会は意見を述べることができる。

4 前3項のほか、大学院教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第3章 学年・学期・休業日

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を4月1日から9月30日までの学期と、10月1日から翌年3月31日までの学期とに分ける。

(休業日)

第 11 条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 春期休業 3 月 21 日から 4 月 7 日まで
 - (4) 夏期休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
 - (5) 冬期休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- 2 学長は、必要がある場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 学長は、第 1 項に定めるもののほか、臨時に休業日を定めることができる。

第 4 章 入学，転入学及び再入学

(入学の時期)

第 12 条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 13 条 修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学院への入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として、学校教育法施行規則第 155 条に規定されたもの
 - (3) 大学に 3 年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む）であって、本学大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと本学大学院が認めたもの
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの。
 - (5) その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 14 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の書類に第 40 条第 1 項に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 15 条 前条に定める入学志願者については、別に定めるところにより、大学院教授会の審議を経て、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに第 40 条

第1項に定める入学金を添えて、別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第17条 次の各号の一に該当する者で、本学大学院への入学を志願する者があるときは、特別な理由があり、かつ欠員のある場合に限り、大学院教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。

(1) 他の大学院の学生で、本学大学院に転入学を志願する者

(2) 本学大学院を退学した者で、再入学を志願する者

2 前項の入学手続は、第14条から第16条までの規定を準用する。

3 第1項において入学を許可された者の、既に履修した授業科目、修得単位数及び在学年限の取扱い等については、大学院教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び履修方法等)

第18条 本学大学院の教育課程は、別表1のとおりとする。

2 履修方法等に関する事項は、別に定める。

(単位の計算方法)

第19条 授業科目の単位数については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第20条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

ただし、平常の成績をもって試験に代えることができる。

(追試験)

第21条 病気、その他やむを得ない理由により、前条に定める試験を受けられなかった者は、教務委員会がその理由を正当であると認め、許可した場合に限り追試験を受けることができる。

(成績の評価)

第22条 授業科目の成績の評価は、原則としてS、A、B、C及びDの5段階で表示し、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

(他大学院の授業科目の履修)

第23条 教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議により、学生が当該他大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修に

より修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとし、修士課程の修了に必要な単位として認定することができる。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとし、修士課程の修了に必要な単位として認定することができる。

（他大学院等における研究）

第 25 条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議により、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生について認める場合には、研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

第 6 章 修了

（修士課程の修了要件）

第 26 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程の修了要件）

第 27 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、外国語能力について別に定める要件を満たすとともに、個別履修プログラムを完了し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる期間を含め、3 年以上在学すれば足りるものとする。

（1）修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し、修了した者にあつては 2 年

（2）修士課程又は博士前期課程を 2 年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 13 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

（最終試験）

第 28 条 修士課程の最終試験は、修士論文（第 26 条第 2 項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）を提出した者に対して行うものとする。

- 2 博士後期課程の最終試験は、博士論文を提出した者に対して行うものとする。

(課程修了の認定)

第 29 条 修士課程又は博士後期課程の修了の認定は、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 30 条 修士課程又は博士後期課程を修了した者には、本学学位規定の定めるところにより、次の学位を授与する。

(1) 修士課程 修士(工学)

(2) 博士後期課程 博士(工学)

2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 その他学位に関し、必要な事項は別に定める。

第 7 章 休学、転学、留学及び退学等

(休学)

第 31 条 疾病、その他特別の理由により修学することができない者は、休学願にその事実を証明する書類を添えて提出し、大学院教授会の審議を経たうえ、学長の許可を得て休学することができる。ただし、次の(1)の場合は証明書類の提出を必要としない。

(1) 家庭の事情、あるいは入学後の経済上の変化により学資の調達を図る必要のあるもの。

(2) 本学で認める海外インターンシップ等の海外研修によるもの。

(3) その他、修学指導上本学が特に認めたもの。

2 疾病のため修学が適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。

ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、学長が休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病により休学した者は、学校医の診断書を提出しなければならない。

(転学)

第 34 条 他の大学院へ、入学又は転入学を志願する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留学)

第 35 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、本学大学院において修学したものとみなすことが

できる。

- 3 第 23 条及び第 25 条の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 36 条 疾病，その他やむを得ない理由により，退学しようとする者は，その事由を詳記して，学長に願い出てその許可を得なければならない。

- 2 前項の場合，学長は大学院教授会の審議を経て，これを許可する。

第 8 章 除籍及び賞罰

(除籍)

第 37 条 次の各号の一に該当する者は，大学院教授会の審議を経て，学長が除籍する。

- (1) 第 6 条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第 32 条第 1 項及び第 2 項に定める休学期間を超えて，なお修学できない者
- (3) 死亡又は行方不明の者
- (4) 授業料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者

(懲戒)

第 38 条 本学則若しくはこれに基づく諸規則に違反し，学業を怠り，又は本学大学院の名誉若しくは信用を害し，その他学生としての本分に反する行為をした者は，大学院教授会の審議を経て，学長が退学，停学又は訓告の処分を行う。

- 2 前項の退学は，次のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に著しく反した者

(表彰)

第 39 条 本学大学院学生として特に善行のあった者に対して，大学院教授会の審議を経て，学長が表彰を行うことがある。

- 2 本学大学院在学中，成績，人物，健康ともに優れた者に対して，修了時大学院教授会の審議を経て，学長が表彰を行うことがある。

第 9 章 納付金等

(納付金等)

第 40 条 本学大学院の入学検定料及び学生納付金は，別表 2 のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず，博士後期課程における長期履修学生の授業料の年額は，当該学生が在学を認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り，前項に規定する授業料の年額に本学の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除して算出した額とし，毎年度算出する。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず，本学大学院の博士後期課程に標準修業年限以上在学し，個別履修プログラムを完了し，かつ必要な研究指導を受けた者の授業料は半額とする。
- 4 科目等履修生，特別聴講学生，研究生及び特別研究学生（以下，科目等履修生等とい

- う) の納付金は、別に定める。
- 5 学生納付金の納付の時期及び方法については、別に定める。
- 6 既に納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

(学生納付金の免除)

- 第 41 条 第 31 条の規定に基づき、休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の授業料を免除する。
- 2 第 35 条の規定に基づき、留学を許可された者については、留学期間中の授業料を免除する。
ただし、大学間協定により、留学先の大学院における授業料の全部又は一部について納付が免除されている場合は、この限りではない。
- 3 経済的理由により納付が困難であり学業優秀と認められた者については、授業料の全部又は一部を免除することがある。
- 4 その他、学生納付金の免除に関し、必要な事項は別に定める。

(学生納付金の徴収の猶予)

- 第 42 条 経済的理由により納付が困難であり、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部又は一部の徴収を猶予することがある。
- 2 その他、学生納付金の徴収の猶予に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 科目等履修生及び外国人留学生等

(科目等履修生)

- 第 43 条 本学大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

- 第 44 条 他の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学大学院の教育に支障のない場合に限り、当該他大学院との協議に基づき、選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

(研究生)

- 第 45 条 本学大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

(特別研究学生)

- 第 46 条 他の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、当該他大学院との協議のうえ、特別研究学生として入学を許可することがある。

(科目等履修生等の取扱い)

第 47 条 必要のあるときは、科目等履修生等の履修した授業科目について、履修した旨の証明書を発行することがある。

2 科目等履修生等は、本学則、その他諸規則を遵守しなければならない。

3 前 2 項のほか、科目等履修生等に関し、必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第 48 条 外国人で大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、本学大学院の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 補則

(準 用)

第 49 条 本学則に規定のない事項については、豊田工業大学学則の規定を準用する。

(規則の制定・改廃)

第 50 条 本学則の改廃又は本学則に基づく諸規則の制定・改廃は、大学院教授会の審議を経て学長がこれを決定する。

附 則

1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

2 ただし、変更後の第 4 条にかかわらず、収容定員は、各年度の入学定員に対応させる。

3 第 18 条第 1 項は、令和 6 年度入学者から適用する。令和 5 年度以前の入学者については適用せず、従前の規定を適用する。

4 第 13 条第 1 項第 3 号は、令和 5 年度以前の入学者に適用する。

制 定	昭和 59 年	3 月 19 日
改正 1 回	昭和 61 年	2 月 17 日
改正 2 回	昭和 62 年	2 月 16 日
改正 3 回	昭和 63 年	2 月 15 日
改正 4 回	平成 元 年	6 月 19 日
改正 5 回	平成 2 年	3 月 12 日
改正 6 回	平成 3 年	2 月 12 日
改正 7 回	平成 3 年	7 月 15 日
改正 8 回	平成 4 年	1 月 20 日
改正 9 回	平成 5 年	2 月 8 日
改正 10 回	平成 5 年	5 月 17 日
改正 11 回	平成 5 年	6 月 21 日
改正 12 回	平成 6 年	1 月 17 日
改正 13 回	平成 6 年	10 月 17 日
改正 14 回	平成 6 年	11 月 21 日

改正 15 回	平成 8 年	1 月 22 日
改正 16 回	平成 10 年	3 月 9 日
改正 17 回	平成 11 年	3 月 8 日
改正 18 回	平成 11 年	5 月 24 日
改正 19 回	平成 12 年	5 月 15 日
改正 20 回	平成 13 年	1 月 22 日
改正 21 回	平成 14 年	2 月 18 日
改正 22 回	平成 15 年	3 月 17 日
改正 23 回	平成 16 年	3 月 8 日
改正 24 回	平成 18 年	3 月 6 日
改正 25 回	平成 18 年	11 月 20 日
改正 26 回	平成 19 年	2 月 23 日
改正 27 回	平成 19 年	4 月 1 日
改正 28 回	平成 20 年	1 月 28 日
改正 29 回	平成 20 年	2 月 25 日
改正 30 回	平成 21 年	3 月 9 日
改正 31 回	平成 22 年	2 月 23 日
改正 32 回	平成 23 年	2 月 22 日
改正 33 回	平成 24 年	1 月 30 日
改正 34 回	平成 24 年	6 月 25 日
改正 35 回	平成 25 年	2 月 25 日
改正 36 回	平成 25 年	11 月 18 日
改正 37 回	平成 26 年	3 月 7 日
改正 38 回	平成 27 年	3 月 30 日
改正 39 回	平成 28 年	1 月 25 日
改正 40 回	平成 29 年	3 月 6 日
改正 41 回	平成 29 年	10 月 30 日
改正 42 回	平成 30 年	1 月 22 日
改正 43 回	平成 30 年	3 月 27 日
改正 44 回	平成 31 年	1 月 28 日
改正 45 回	令和 2 年	1 月 27 日
改正 46 回	令和 2 年	12 月 21 日
改正 47 回	令和 3 年	2 月 15 日
改正 48 回	令和 3 年	3 月 3 日
改正 49 回	令和 4 年	2 月 21 日
改正 50 回	令和 5 年	1 月 23 日
改正 51 回	令和 6 年	2 月 26 日
改正 52 回	令和 6 年	3 月 25 日
改正 53 回	令和 7 年	1 月 27 日

別表1

I. 修士課程（先端工学専攻）

1. 専門基幹科目

区分	授業科目名	開設 年次	単位数	
			必修	選択
機械システム分野	連続体力学（※）	1・2		2
	熱および物質移動論	1・2		2
	機械力学特論	1・2		2
電子情報分野	固体物理学a（※）	1・2		1
	固体物理学b（※）	1・2		1
	化合物半導体デバイス工学（※）	1・2		2
	電磁気学特論	1・2		2
	電磁エネルギー応用	1・2		2
	情報数理（※）	1・2		2
	機械学習入門1（※）	1・2		2
物質工学分野	ロボasts制御論（※）	1・2		2
	固体物理学a（※）	1・2		1
	固体物理学b（※）	1・2		1
	光・電磁波工学（※）	1・2		2
	物質の量子力学（※）	1・2		2
	有機元素科学	1・2		2

2. 専門科目

区分	授業科目名	開設 年次	単位数	
			必修	選択
機械システム分野	固体力学特論	1・2		2
	流体力学特論	1・2		2
	設計システム	1・2		2
	生産システム（※）	1・2		2
	創形創質工学（※）	1・2		2
	微小機械学	1・2		2
	エネルギーシステム論	1・2		2
	機械学習入門1（※）	1・2		2
	機械学習入門2（※）	1・2		2
	コンピュータビジョン（※）	1・2		2
電子情報分野	ロボasts制御論（※）	1・2		2
	機械学習入門2（※）	1・2		2
	コンピュータビジョン（※）	1・2		2
	情報通信工学	1・2		2
	情報ネットワーク論	1・2		2
	レーザ工学（※）	1・2		2
	光・電磁波工学（※）	1・2		2
	光物性a（※）	1・2		1
	光物性b（※）	1・2		1
	物質の量子力学（※）	1・2		2
物質工学分野	エネルギー変換工学a（※）	1・2		1
	エネルギー変換工学b（※）	1・2		1
	生産システム（※）	1・2		2
	連続体力学（※）	1・2		2
	マテリアル構造科学	1・2		2
	光物性a（※）	1・2		1
	光物性b（※）	1・2		1
	物質化学反応論a	1・2		1
	物質化学反応論b	1・2		1
	エネルギー変換工学a（※）	1・2		1
物質工学分野	エネルギー変換工学b（※）	1・2		1
	ナノ構造材料a	1・2		1
	ナノ構造材料b	1・2		1
	化合物半導体デバイス工学（※）	1・2		2
	レーザ工学（※）	1・2		2
	創形創質工学（※）	1・2		2
	現代物理学特論	1・2		2
	情報数理（※）	1・2		2

3. 専門共通科目

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
国際標準化戦略論	1・2		1
Introduction to Energy Conversion	1・2		1
特別講義	1・2		1

4. セミナー科目

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
設計工学セミナー1	1	1	
設計工学セミナー2	1	1	
設計工学セミナー3	2		1
設計工学セミナー4	2		1
機械創成セミナー1	1	1	
機械創成セミナー2	1	1	
機械創成セミナー3	2		1
機械創成セミナー4	2		1
マイクロメカトロニクスセミナー1	1	1	
マイクロメカトロニクスセミナー2	1	1	
マイクロメカトロニクスセミナー3	2		1
マイクロメカトロニクスセミナー4	2		1
固体力学セミナー1	1	1	
固体力学セミナー2	1	1	
固体力学セミナー3	2		1
固体力学セミナー4	2		1
熱エネルギー工学セミナー1	1	1	
熱エネルギー工学セミナー2	1	1	
熱エネルギー工学セミナー3	2		1
熱エネルギー工学セミナー4	2		1
制御システムセミナー1	1	1	
制御システムセミナー2	1	1	
制御システムセミナー3	2		1
制御システムセミナー4	2		1
知能数理セミナー1	1	1	
知能数理セミナー2	1	1	
知能数理セミナー3	2		1
知能数理セミナー4	2		1
知能情報メディアセミナー1	1	1	
知能情報メディアセミナー2	1	1	
知能情報メディアセミナー3	2		1
知能情報メディアセミナー4	2		1
レーザ科学セミナー1	1	1	
レーザ科学セミナー2	1	1	
レーザ科学セミナー3	2		1
レーザ科学セミナー4	2		1
半導体物性セミナー1	1	1	
半導体物性セミナー2	1	1	
半導体物性セミナー3	2		1
半導体物性セミナー4	2		1
機能半導体デバイスセミナー1	1	1	
機能半導体デバイスセミナー2	1	1	
機能半導体デバイスセミナー3	2		1
機能半導体デバイスセミナー4	2		1
表面科学セミナー1	1	1	
表面科学セミナー2	1	1	
表面科学セミナー3	2		1
表面科学セミナー4	2		1
スピントロニクスセミナー1	1	1	
スピントロニクスセミナー2	1	1	
スピントロニクスセミナー3	2		1
スピントロニクスセミナー4	2		1
フロンティア材料セミナー1	1	1	
フロンティア材料セミナー2	1	1	
フロンティア材料セミナー3	2		1
フロンティア材料セミナー4	2		1
光機能物質セミナー1	1	1	
光機能物質セミナー2	1	1	
光機能物質セミナー3	2		1
光機能物質セミナー4	2		1
量子界面物性セミナー1	1	1	
量子界面物性セミナー2	1	1	
量子界面物性セミナー3	2		1
量子界面物性セミナー4	2		1
高分子化学セミナー1	1	1	
高分子化学セミナー2	1	1	
高分子化学セミナー3	2		1
高分子化学セミナー4	2		1

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
触媒有機化学セミナー1	1	1	
触媒有機化学セミナー2	1	1	
触媒有機化学セミナー3	2		1
触媒有機化学セミナー4	2		1
エネルギー材料セミナー1	1	1	
エネルギー材料セミナー2	1	1	
エネルギー材料セミナー3	2		1
エネルギー材料セミナー4	2		1
理論物理学セミナー1	1	1	
理論物理学セミナー2	1	1	
理論物理学セミナー3	2		1
理論物理学セミナー4	2		1
数理物理学セミナー1	1	1	
数理物理学セミナー2	1	1	
数理物理学セミナー3	2		1
数理物理学セミナー4	2		1
機能セラミックスセミナー1	1	1	
機能セラミックスセミナー2	1	1	
機能セラミックスセミナー3	2		1
機能セラミックスセミナー4	2		1
知識データ工学1	1	1	
知識データ工学2	1	1	
知識データ工学3	2		1
知識データ工学4	2		1
情報通信セミナー1	1	1	
情報通信セミナー2	1	1	
情報通信セミナー3	2		1
情報通信セミナー4	2		1
光電変換デバイスセミナー1	1	1	
光電変換デバイスセミナー2	1	1	
光電変換デバイスセミナー3	2		1
光電変換デバイスセミナー4	2		1

5. 英語科目

授業科目名	開設 年次	単位数		
		必修	選択	自由
科学技術英語1	1	1		
科学技術英語2	2	1		
実用英語1 (TOEFL)	1・2		1	
実用英語2 (TOEFL)	1・2		1	
修士海外英語演習	1・2			2

6. 高度教養科目

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
科学・技術と人間・社会	1・2	1	

7. 総合科目

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
修士TA実習1	1	1	
修士TA実習2	1	1	
輪講	1	1	
修士国内学外実習	1・2		1
修士海外学外実習Ⅰ	1・2		1
修士海外学外実習Ⅱ	1・2		1

8. 特別研究

授業科目名	開設 年次	単位数	
		必修	選択
特別研究1	1	3	
特別研究2	2	5	

(注) (※)を付した科目は、複数の分野にわたって開講していることを示す。

II. 博士後期課程

(1) 情報援用工学専攻

授業科目	開設 年次
情報通信・デバイス工学特別演習	1～3
計算機・知能工学特別演習	1～3
制御・ロボティクス特別演習	1～3
機能機械・電子機械特別演習	1～3
機械科学・設計工学特別演習	1～3
情報通信・デバイス工学特別研究	1～3
計算機・知能工学特別研究	1～3
制御・ロボティクス特別研究	1～3
機能機械・電子機械特別研究	1～3
機械科学・設計工学特別研究	1～3
博士TA実習	1～3
博士学外実習	1～3

(2) 極限材料専攻

授業科目	開設 年次
表面・ナノ構造物質特別演習	1～3
分子・化学機能物質特別演習	1～3
材料物性・プロセス特別演習	1～3
電子機能材料特別演習	1～3
光制御材料設計特別演習	1～3
表面・ナノ構造物質特別研究	1～3
分子・化学機能物質特別研究	1～3
材料物性・プロセス特別研究	1～3
電子機能材料特別研究	1～3
光制御材料設計特別研究	1～3
博士TA実習	1～3
博士学外実習	1～3

別表 2

入学検定料		24,000 円
学生納付金	入学金	260,000 円
	授業料	年額 700,000 円
	教育充実・ 環境整備費	年額 100,000 円